

東深沢小学校PTA規約

昭和29年4月	全	文	改	正	施	行
昭和31年5月	一	部	改	改	正	正
昭和34年5月	全	文	改	改	正	正
昭和37年4月	一	部	改	改	正	正
昭和42年4月	一	部	改	改	正	正
昭和49年4月	一	部	改	改	正	正
昭和56年3月	一	部	改	改	正	正
昭和62年4月	一	部	改	改	正	正
昭和63年4月	一	部	改	改	正	正
平成元年4月	一	部	改	改	正	正
平成2年4月	一	部	改	改	正	正
平成3年4月	一	部	改	改	正	正
平成4年4月	一	部	改	改	正	正
平成5年3月	一	部	改	改	正	正
平成8年3月	一	部	改	改	正	正
平成9年3月	一	部	改	改	正	正
平成9年4月	一	部	改	改	正	正
平成10年3月	一	部	改	改	正	正
平成13年5月	一	部	改	改	正	正
平成14年2月	一	部	改	改	正	正
平成14年5月	一	部	改	改	正	正
平成15年1月	一	部	改	改	正	正
平成16年2月	一	部	改	改	正	正
平成17年2月	一	部	改	改	正	正
平成18年2月	一	部	改	改	正	正
平成19年2月	一	部	改	改	正	正
平成23年4月	一	部	改	改	正	正
平成30年2月	一	部	改	改	正	正
令和2年7月	一	部	改	改	正	正
令和3年2月	一	部	改	改	正	正
令和4年2月	一	部	改	改	正	正
令和5年2月	一	部	改	改	正	正
令和5年5月	一	部	改	改	正	正
令和6年2月	一	部	改	改	正	正
令和6年5月	一	部	改	改	正	正
令和7年5月	一	部	改	改	正	正

第 1 章 名称 及び 所在地

第 1 条 本会は東深沢小学校 P T A と称し、昭和 24 年 4 月 1 日に設立し所在地を東京都世田谷区深沢 3-7-1 世田谷区立東深沢小学校（以下、「本校」という）内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は次の事項を目的として活動する。

1. 児童が心身ともに健やかに伸び、幸福になるよう、教育に対する会員の理解を深め、これを推進する。
2. 保護者間及び教職員との親睦を深める。
3. 児童の安全と地域内の教育環境の整備をはかる。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育活動向上のための民主団体として活動する。

第 4 条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的な団体であって、本会及び本会役員は、その名において営利的、宗教的、政党的活動その他本会の目的に反する団体及びその事業に関係をもつことはできない。

第 5 条 本会は子どもたちの福祉のために活動する小学校 P T A 連合協議会や諸団体及び諸機関に協力する。

第 6 条 本会は国及び地方公共団体による適正な教育予算の充実を期する。

第 4 章 会 員

第 7 条 本会の会員となることのできるものは、本校に在籍する、児童の保護者（以下 P 会員という）と、本校に勤務する教職員（以下 T 会員という）とし、本会の目的に賛同して入会した者を会員とする。会員はすべて平等の権利と義務をもつ。

第 8 条 本会に入会しようとする保護者又は教職員は、この会に入会を届け出るものとする。ただし、年会費を納入したときには、入会の届け出をおこなったものとみなす。

第 9 条 会員の個人情報は、PTA活動以外の使用を禁止し、外部への情報流出に十分留意する。また、保管期間は原則1年とし、期間終了の際には情報を処分する。

第 5 章 経 理

第 10 条 本会の経費の運営は、PTA会費、寄付金その他で行われる。

第 11 条 PTA会費は毎年、年度始めに一世帯年額2,400円（保険料は、家庭数により年度に定める）を指定の方法により一括納入する。
振り込みの場合、手数料は会員負担とする。
但し、災害や疫病等の不測の事態や社会情勢により PTA 活動が制限される場合は PTA 総会の承認をもって単年度に限り会費額を変更することができる。
年度途中入会者については月割りで転入月からの分を一括納入する。
年度途中退会者については返金しない。

第 12 条 本会資産は、第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 13 条 本会の経理はすべて総会で決定された予算にもとづいて会長の責任において行われる。予算外の流用は運営委員会の議決を要する。

第 14 条 本会の経理はすべて会計監査の監査を経て総会に報告しなければならない。監査は毎学期行うものとし、運営委員会に報告をする。

第 15 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第 6 章 役員、会計監査及び 職員

第 16 条 本会の役員及び会計監査は次の通りとする。役員は、他の役員及び会計監査を兼ねることはできない。

1. 会 長 1名 (P1)
副 会 長 若干名 (P若干名・T1)
書 記 3名 (P2・T1)
会 計 3名 (P2・T1)
会計監査 2名 (P2)

2. 役員及び会計監査の任期は1年とし、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する。但し、再任を妨げない。
3. 会長及び会計監査（本会の目的に賛同する保護者以外の外部監査委員は除く）は同一役職での再任を連続2期（2年）は超えないものとし、他役員は同一役職もしくは他役職に引き続き選任されることができる。
但し、役員ならびに会計監査（本会の目的に賛同する保護者以外の外部監査委員は除く）の職にあることが通算して6年を超えることはできない。
4. 役員及び会計監査に欠員が生じ補充された役員の任期は前任者の残任期間とし、補充される役員は運営委員会にて承認される。
5. 会計監査については、校長の推薦を経て運営委員会の承認のもと、本会の目的に賛同する保護者以外を選任することができる。適応事項については本規約に記する事項と同様とする。
6. T会員の役員については上記の制限は適用されない。

第 1 7 条 役員及び会計監査は総会で出席会員による一括信任により決定する。
但し、補充に関しては運営委員会に一任する。

第 1 8 条 役員及び会計監査の兼任は認めない。

第 1 9 条 本会に有給職員をおくことができる。有給職員は、運営委員会の決定により会長が委嘱する。

第 7 章 役員 及び 会計監査の任務

第 2 0 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会、運営委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
3. 書記は総会、運営委員会の議事を記録保管し、諸会合、諸行事の通知を行う。
4. 会計は本会のすべての出納を行い、財産を保管する。

第 2 1 条 会計監査は経理を監査し、総会に報告する。

第 8 章 総会 及び 運営委員会

第 2 2 条 総会は定例、臨時の2つとし、定例総会は年度始め及び年度末に開催する。形式は原則書面総会とし、総会では次の事項を行う。

年度始めの総会

1. 前年度決算報告の承認
2. 新年度事業計画、会計予算（案）の承認
3. 規約の改正
4. その他

年度末の総会

1. 今年度の中間収支報告
2. 新年度役員及び会計監査の承認
3. 規約の改正
4. その他

第 2 3 条 総会は委任状をも含めて会員の過半数の出席により成立する。通常の決議は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

第 2 4 条 運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第 2 5 条 運営委員会は、役員及び委員長、副委員長によって構成される。

第 2 6 条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または会計監査の要求があつたときは、会長が招集して開かれる。

第 2 7 条 運営委員会は次の事項を行う。

1. 各委員会の事業計画の審議、承認
2. 総会に提出する案件及び報告の承認
3. 特別委員会の設置及び委員の承認
4. 予算流用に関する原案の検討、承認
5. 役員及び会計監査に欠員が生じた場合の補充
6. 事務局有給職員に関すること
7. 本規約の運用に関する細則及び諸規定の審議決定
8. その他会運営上的一般事項及び緊急事項の立案、審議、承認

第 2 8 条 会計監査は求めに応じ、運営委員会に出席できる。但し、発言権はあるが、議決権はもたない。

運営委員会は構成員の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決定される。

第9章 学級委員会・学年委員会

- 第29条 1. 本校児童が所属する各学級のP会員は年度毎に学級代表1名(新1年は2名)を互選する。
2. 本校児童が所属するP会員は年度毎に文化厚生10名、広報8名、地域イベント8名を互選する。

第30条 学級委員会は第29条で互選されたP会員と、学級担任等T会員によって構成される。学級委員会は、学級PTAの親睦を目的とした企画・運営を行い、学級代表委員が招集し隨時開く。

第31条 学級委員会は、合同して学年委員会を開き学年代表等を互選する。
学年代表は学級代表委員より選ぶ。学年委員会は学年代表が必要に応じて招集する。

第10章 推薦委員会

第32条 P会員は次年度が始まる前に、1～4年生の保護者の中から推薦委員若干名を選出する。推薦委員は次年度の役員、会計監査の候補者選考を今年度の役員と協力して行う。

第33条 PTA役員より1名、T会員より副校長が推薦委員に加わる。

第34条 推荐委員は役員のもと独立した下部組織とし、役員・会計監査及び他の委員と兼任することはできない。

第11章 校外委員会

- 第35条 1. 本校児童が所属するP会員は年度毎に他委員会と同様に学級代表委員会主導のもと若干名の委員を応募・選考する。
2. 校外委員は、学校・行政・地域が主催の行事の補助を必要に応じて行う。
3. 校外委員は、役員・会計監査及び他の委員と兼任することはできない。

第12章 各委員会 及び 特別委員会

- 第36条 委員会は次の7つとし、それぞれ次の任務をもつ。
1. 学級代表委員会 学級会員の掌握、学級P T Aの親睦を目的とした運営の指揮をとる。また、研修活動を行う。
 2. 文化厚生委員会 家庭教育学級を開催する。学校その他の教育環境の充実に協力する。
 3. 広報委員会 広報活動をする。
 4. 校外委員会 学校及び地域と連絡を取りながら児童の校外生活の安全及び健全育成につとめる。
 5. 地域イベント委員会 地域のイベントに協力し、児童の情操育成を支える。
 6. DKO読書活動応援委員会 「子供たちに本好きになってほしい」という思いから本の世界の楽しさを感じ、本を手に取ってもらうきっかけになるような活動を行います。
 7. 卒業対策委員会 卒業記念イベントの企画・運営および卒業アルバムの編成支援と代金回収等の活動を行います。
- 第37条 各委員会は委員長及び副委員長を互選する。委員長に事故あるときは副委員長が代わって職務を行う。
- 第38条 各委員会にはそれぞれ1名以上のT会員が委員として所属する。T会員の委員会所属は、T会員全員の協議により決定し、運営委員会を通じて会員に報告される。
- 第39条 各委員会は、原則として月1回委員長が招集し、委員会としての行事を立案し実施する。
- 第40条 特別委員会は必要に応じ設置され、委員長、副委員長は互選により決定する。委員の任期はその設置の目的が達成するまでの期間とする。

第13章 実行委員会

- 第41条 実行委員会は次の1つとする。
1. エコ実行委員会

第 4 2 条 実行委員会の活動については、実行委員会で検討する。

第 4 3 条 実行委員長は、必要に応じ運営委員会に出席する。但し、発言権はあるが議決権はもたない。

第14章 規約の改正 及び 実施

第 4 4 条 この規約は総会で出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第 4 5 条 この規約は、令和7年5月から実施する。

◆東深沢小学校PTA 個人情報取り扱い方法◆

目的

第1条

この個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、東深沢小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

指針

第2条

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

周知

第3条

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

定義

第4条

本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの、または違法若しくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 委員：本会の委員会を構成する者（役員を含む）をいう。

- (6) 教職員代表：本会の役員会及び委員会に出席する教職員の代表者をいう。
- (7) 従業者：本会の指揮命令を受け、本会の業務に従事する者をいう。

管理者

第5条

1. 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。本会会長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する委員会の長に委任することができる。

取扱者

第6条

本会における個人情報データベース取扱者は、本会役員・委員長とする。

利 用

第7条

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) PTA会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 本会役員・委員選出等の推薦活動
- (5) 地域イベントの名簿等の作成
- (6) その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

個人情報の利用の制限

第8条

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

個人情報の取得

第9条

1. 本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号

- (3) メールアドレス
- (4) PTA 役員・委員の履歴
- (5) 会員の子である児童の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹
- (6) その他必要とするもので同意を得た事項

2. 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

管理と保管

第 10 条

- 1. 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。
 - (1) 紛失、破損その他の事故防止
 - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
 - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2. 本会は、個人情報の取扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講すべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

保管及び持ち出し等

第 11 条

- 個人情報データベース・個人データを取り扱う電子機器等については、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。
 - (1) 個人情報データベース・個人データはセキュリティが充実しパスワード管理されたクラウドシステム等で保管する。
 - (2) 個人情報データベース・個人データは上記(1)の保管方法に加え、データ保全・バックアップの観点から USB 等の物理的な記憶媒体に保存し施錠可能な金庫等で保管し、クラウドシステム上の最新データと定期的なアップデートを行う。
 - (3) 個人情報データベース・個人データにはパスワードを設定し管理をする。
 - (4) 個人情報データベース・個人データへのアクセス権は、個人情報の取り扱い権限に応じた管理をする。
 - (5) 個人情報データベース・個人データの持ち出し、電子メール添付時などには、パスワードを設定するなど適切な管理をする。

第三者提供の制限

- 第12条 1. 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき
3. 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的または個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第三者へ提供に係る記録の作成等

- 第13条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名
 - (2) 提供日付
 - (3) 提供対象者の氏名
 - (4) 提供情報の項目
 - (5) 提供対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）

第三者提供を受ける際の確認等

- 第14条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名/住所
 - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供対象者の氏名
 - (4) 提供情報の項目
 - (5) 提供対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする。）

秘密保持義務

- 第15条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

情報開示等

- 第16条 本会は、本人から当該本人に係る保有個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合

個人情報の訂正または削除請求

- 第17条 1. 本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
2. 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。
3. 名簿等として既に配布しているものについての個人情報の訂正、追加、削除または利用停止を行う場合は、訂正、追加、削除の連絡をすることでこれにかえる。

漏えい時等の対応

第18条 1. 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2. 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

苦情の処理

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

改 定

第20条 本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。本規則を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附 則

本取扱規則は、令和6年5月1日より施行する。

PTA サークル規約

第 1 条 PTAサークルは、毎年6月末時点において、現東深沢小学校PTA会員1名以上が在籍することを設置基準とする。

第 2 条 PTAサークルは、過去に東深沢小学校PTA会員だった、または現PTA会員であることを加入要件とする。

第 3 条 各PTAサークルは、会員相互の親睦をはかり、PTAに関する理解と協力を深めると共に、活動の円滑化をはかることを目的として逸脱することのないように留意する。

第 4 条 各PTAサークルは、PTAサークルとしての意識を高めると共に、東深沢小学校児童の健全育成に積極的に関与することとする。

第 5 条 各PTAサークルは、年度初めの会員名簿を指定された期日までに役員会に提出し、設置基準を満たしているサークルは助成金を受けることができる。但し、名簿提出締め切り時点において、現東深沢小学校PTA会員が在籍していない場合、当年度の助成金は受け取ることができない。助成金

は現東深沢小学校PTA会員1名につき年額二千円（合計上限二万円）とする。なお区小P連並びに地区P連主催事業への参加費はPTA会計が指定した期日までに申請を行うこととし、年度末にまとめて支給される。

第 6 条 各PTAサークルは、活動報告書についての会計報告書を年度末にPTA役員会に提出する。

第 7 条 サークルとの連絡は、役員のサークル担当者とする。

第 8 条 各PTAサークルは、各サークル会員の互選により第4章 第7条のP会員から代表者を決め、代表者はサークル担当役員と連絡を取り、会務を執行する。

第 9 条 PTAサークルの新設は、現東深沢小学校PTA会員1名以上の名簿、並びに年間計画書、PTAサークル新設申請書を役員会に提出し、役員会での審議、運営委員会での承認を経て、認められる。但し、助成金は次年度より支給される。

第 10 条 PTAサークルは以下の項目のいずれかに該当する状態となった場合、廃部となる。

1. サークルの代表者より廃部の申し出があった場合。
2. サークル設置基準を満たさず2年以上経過した場合。
3. 活動報告書に記載事項がないなどから、役員会が、活動休止状態であると判断した場合

この規約は、令和7年5月から実施する。